

平成27年度の判定区分Ⅳの措置状況

○ 平成27年度の判定区分Ⅳの施設は、道路付属物等（門型標識柱）の1基であったが、既に平成28年度に門型標識柱の梁部分をすべて撤去している

<判定区分Ⅳのリスト>

※予算措置状況等によって今後変わりを

○橋梁

| 管理者 | 施設名 | 路線名 | 建設年 | 損傷の具体的内容 | 今後の予定 |
|-------------|-----|-----|-----|----------|-------|
| 該当なし | | | | | |

○道路付属物等

| 管理者 | 施設名 | 路線名 | 建設年 | 損傷の具体的内容 | 今後の予定 |
|-----|--------|----------------------|------|--|----------------------------|
| 東京都 | 道路標識門型 | 主要地方道 新宿・国立線（14号） | 1995 | 車両の接触事故により、門型トラスの梁部分の下面に変形、傷（一部貫通）が発生、雨水の浸入による錆びの進行が懸念された。（発生：H27.12月） | 梁部分を全て撤去済み （撤去：H28.11月） |

| 区分 | | 状態 |
|-----|--------|---|
| I | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| II | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態 |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 |
| IV | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |